令和８年（フ）第９９号
栃木県足利市新宿町778番地　アシスト足利マンション２―302、前住所群馬県太田市矢場新町147番地49
債務者　栗原　　遼
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１００号
栃木県足利市朝倉町２丁目15番地14　わたらせⅡ203、前住所茨城県土浦市中720番地５メゾンラピスⅡ　303
債務者　首藤　温美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
　　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第５３号
青森県つがる市木造若宮３番地14　上原　京子方
債務者　齋藤　亜紀
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８５６号
京都市東山区大和大路通七条下る４丁目本池田町530番地　ハイム横山403
債務者　南場　生江
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９１８号
京都市右京区花園中御門町１番地７　プラザ花園302号室
債務者　朴　　将吾
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５４号
京都市伏見区深草直違橋片町530番地　プリモールⅢ本町　103号
債務者　池田　知幸（法定代理人保佐人　椎名　基晴）
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７８４号
広島県東広島市西条町御薗宇5553番地１　ベルフラワーＡ棟201号
債務者　玉谷　龍信
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３号
青森県五所川原市大字稲実字開野177番地24
債務者　横嶋　範子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第７４号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津234番地99　みどり団地８号
債務者　坂本　良樹
1　決定年月日時　令和８年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
神奈川県厚木市松枝１丁目３番10号　ローゼンハイム松枝201
債務者　杉崎真由美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６５号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩264番地１　グランマール真鶴301
債務者　田代千鶴子
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６６号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩264番地１　グランマール真鶴301
債務者　田代　杏美
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９４号
神奈川県伊勢原市下落合611番地の９　レオパレス下落合103号
債務者　蒔苗　　俊
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２９５号
神奈川県平塚市上平塚10番24号　ベルゾーネ今井102
債務者　武藤　真弥
1　決定年月日時　令和８年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６２８号
広島市東区戸坂大上３丁目１番12―203号
債務者　松田　利子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７４号
広島県東広島市河内町中河内503番地１
債務者　村西　徳彦
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
　　広島地方裁判所民事第４部